

行政組織の新設改廃状況報告書

平成24年10月29日から

平成25年 1 月27日まで

平成25年 2 月

第183回国会（常会）提出

行政組織の新設改廃状況報告

内閣府設置法（平成11年法律第89号）第67条第1項及び国家行政組織法（昭和23年法律第120号）第25条第1項の規定に基づき、平成24年10月29日から平成25年1月27日までの間における主要な行政組織についての新設、改正及び廃止の状況を次のとおり報告する。

I 内閣府設置法に基づくもの

1 内閣府本府

- (1) 地域再生法の一部を改正する法律（平成24年法律第74号）の施行に伴い、政策統括官の職務に地域再生法（平成17年法律第24号）第15条第1項に規定する指定金融機関の指定及び同項に規定する利子補給金の支給に関する事務を追加した。

（平成24年11月1日）

（地域再生法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令（平成24年政令第269号））

- (2) 経済社会の構造改革を進める上で必要な規制の在り方の改革に関する基本的事項を総合的に調査審議するため、平成28年3月31日までの臨時の組織として、規制改革会議を設置した。

（平成25年1月23日）

（内閣府本府組織令の一部を改正する政令（平成25年政令第6号））

2 金融庁

金融商品取引法等の一部を改正する法律（平成22年法律第32号）の一部の施行に伴い、総務企画局の事務に取引情報蓄積機関の監督に関する事務を追加し、検査局の事務に取引情報蓄積機関等の検査に関する事務を追加した。

（平成24年11月1日）

（金融商品取引法施行令等の一部を改正する政令（平成24年政令第143号））

Ⅱ 国家行政組織法に基づくもの

国土交通省

- (1) 都市の低炭素化の促進に関する法律（平成24年法律第84号）の施行に伴い、総合政策局の事務に貨物運送共同化事業に関する事務を追加した。

（平成24年12月 4 日）

（都市の低炭素化の促進に関する法律施行令（平成24年政令第286号））

- (2) 海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律等の一部を改正する法律（平成24年法律第89号）の施行に伴い、海事局の事務に二酸化炭素放出抑制航行手引書及び二酸化炭素放出抑制指標に関する事務を追加した。

（平成25年 1 月 1 日）

（海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令（平成24年政令第297号））